

令和2年9月11日
令和3年3月18日更新
令和3年4月22日更新
令和4年1月25日更新
令和4年4月20日更新
令和4年10月27日更新
令和5年5月1日更新
健康管理室
総務センター

新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルス感染症は、今まで、感染症法に基づき、一定期間の自宅療養（外出自粛）が求められてきました。令和5年5月8日から感染症法の位置づけが第2類相当から第5類に変更することとなり、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることになりました。厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードに提出された分析結果によると、発症後3日間は感染性のウイルス排出量が非常に多く、5日経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要です。発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨するとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨いたします。また、令和5年5月8日からは濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。（※学生においては、学校感染症に位置づけられるため、感染者はweb申請により欠席にならない手続きの対象となります。）

現在、感染者は一時期より減少しておりますが、ウイルスは変化を続け、今後も流行を繰り返す可能性がありますので、基本的な感染対策の継続にご協力ください。

【主な感染予防策】 ※学校感染対策においては社会的隔離が重要です。

- ① 十分な睡眠と栄養を取る。
- ② 風邪症状や倦怠感など体調不良を感じる場合は無理に出勤しない。
- ③ 基本的な感染対策「三密：密閉密集密接」の回避、「手洗い等の手指衛生」「換気」等を励行する。

【風邪症状や体調不良を感じたら】

- ① かかりつけ医・最寄りの医療機関を受診する。
- ② 感染者が増加し医療機関受診が困難な場合は、薬局などで抗原検査キットを購入し検査の実施を検討する。

【感染した時】

- ① 医師の指示に従い、療養をする。
- ② 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨するとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨する。

参考資料：感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A（厚生労働省）

[PowerPoint プレゼンテーション \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/powerpoint/presentation)

以上

健康管理室

千代田校 03-5275-6102

多摩校 042-339-0273